

保険診療に関するお知らせについて

◎外来感染対策向上加算について

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である医師が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を実施します。
- 感染性の高い疾患(インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等)が疑われる場合は一般診療と動線を分けた診療場所を確保して対応します。
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成しています。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

当院は感染症法第38条第2項の規定に基づき山口県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関であり、医療措置協定を締結しています。令和8年3月31日

◎電子的診療情報連携体制整備加算（医療 DX 推進の体制）について

当院は、オンライン資格確認システムを導入し、受診歴・薬剤情報・特定健診結果等の医療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めています。

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

◎明細書発行体制等加算について

当院は、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付しています。

◎情報通信機器を用いた診療について(オンライン診療)

当院は、情報通信機器を用いた診療を行うために十分な体制が整備されています。

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行っており、診療を行う医師はオンライン診療に関する研修を修了しています。

◎ベースアップ評価料の算定について

当院は、2025年4月より厚生労働省の診療報酬改定に基づき、医療現場で働くスタッフの賃金引き上げ（ベースアップ）を実施しています。

これに伴い、初診・再診料等の診療費の一部として「ベースアップ評価料」を算定しています。患者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、スタッフの安定した処遇改善と、より良い医療サービスの提供体制維持のため、ご理解とご協力をお願いします。

◎後発医薬品(ジェネリック)の使用に関わる取り組みについて

当院は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合は、治療計画等の見直し等の適切な対応ができる体制を整備しております。

状況によって、投与する薬剤が変更となる可能性がございます。その際は、医師・薬剤師より説明をさせていただきます。